

平成三十年一月分以降の毎月勤労統計調査を用いたアベノミクスの効果偽装に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年一月三十一日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



平成三十年一月分以降の毎月勤労統計調査を用いたアベノミクスの効果偽装に関する質問主意

書

一 平成三十年八月七日の厚生労働省発表の「毎月勤労統計調査―平成三十年六月分結果速報」においては、一般労働者の現金給与総額の前年同月比三・三％増と公表されていたところ、安倍総理及び麻生財務大臣がこの三・三％増という具体的な値について政府の中で直接の報告を受けたのは何時の時点か、示されたい。

二 前記一について、安倍総理又は麻生大臣が前年同月比三・三％増という具体的な値について報告を受けた際に、当該値が二十一年五ヶ月ぶりの高い伸び率であるとの説明を受けたかどうか、示されたい。

三 前記一及び二について、前年同月比三・三％増という非常に高い伸び率が生じた原因について政府はどのように分析しているか。

四 前記一及び二について、安倍総理は、この間、アベノミクスの効果を国会等で喧伝しながら、一方で、この前年同月比三・三％増などの平成三十年一月以降の現金給与総額の伸び率が従前とは異なる統計処理のためであることを何ら国民に対して説明していなかったのであるから、こうした安倍総理の姿勢はアベ

ノミクスの効果を偽装するものであるのではないか。

右質問する。